

「伊東巳代治関係文書」所収伊藤博文書翰翻刻（上）

伊東文書を読む会

今回紹介する「伊東巳代治関係文書」は、当館憲政資料室が所蔵する個人文書の一つである。伊東巳代治（一八五七―一九三四年）は長崎出身の法制官僚。地元で英語を学んだ後、兵庫県の訳官を経て上京、明治一四年参事院議官補に任ぜられ、翌年三月参議伊藤博文の欧州憲法調査に随行。帰国後伊藤の秘書官となり、以来井上毅、金子堅太郎と共に明治憲法の起草過程に参画。明治二二年の憲法發布後、枢密院書記官長、貴族院議員、法典調査会委員、枢密顧問官、皇室制度調査局副総裁等の要職を歴任し、明治から昭和期にかけて憲政史上に重要な足跡を残した。

伊東の死後、その手許に残されていた書翰、書類等の重要文書はそのまま伊東家に保管されていたが、憲法制定関係以外の史料については、戦災によりその相当部分が失われた。ただし

憲法發布五十周年記念事業として昭和二二年、衆議院に設置された「憲政史編纂会」の活動により、伊東文書の筆写史料の作成が行なわれており、それは今日憲政資料室所蔵の「憲政史編纂会収集文書」中に散見することができる。また巳代治の孫で当主の伊東治正氏は昭和一六年、「憲法史研究会」を設置し、研究者の間で伊東文書が公開された。これには「憲政史編纂会」の委員長を務めた尾佐竹猛を初め、佐々木惣一、宮沢俊義、鈴木安藏、矢部貞治、岡義武等多数の公法学者、歴史学者、政治学者が名を連ねて、明治憲法制定過程の研究が格段に進むこととなった。戦災を免れた一、四九八点の史料については、昭和二五年に当館が伊東家から購入して、設置間もない憲政資料室が所管することとなった。昭和三七年には「憲政資料室所蔵資料目録 第二 伊東巳代治関係文書目録」が刊行さ

れ、一般研究者への公開が進むこととなった。

現在憲政資料室では原本保存のために、刊行されたマイクロフィルム版『伊東巳代治関係文書』（全六五リール）²と共に複製版（書翰の部のみ 全一二冊）を閲覧に供している。また焼失した史料のうち議院法、臨時外交調査会等の関係史料及び「翠雨荘日記」については、前述の「憲政史編纂会収集文書」に筆写史料が収録されており、その一部についてはすでに翻刻刊行されている³。

さて「伊東巳代治関係文書」中には、伊東宛諸家書翰約七〇〇通が含まれているが、そのうち今回翻刻対象とした伊藤博文発信の書翰は二一六通を数える。他には後藤新平、井上馨、犬養毅、桂太郎、松方正義、山田顕義、山県有朋等の発信書翰が各二〇通以上あるのが目立つ程度であり、それだけ伊東と伊藤の関係の深さが伺われる。伊藤博文（一八四一—一九〇九年）については他言を要するまでもなく、明治期の代表的政治家で初代内閣総理大臣。伊東は明治九年に上京し、前兵庫県知事神田孝平宅に仮寓するが、その年の暮れに初めて、当時参議兼工部卿の職にあった伊藤の知遇を得た。以後前述したように明治一五年、伊藤の欧州憲法調査に随行後は、伊藤の懐刀として、権力の中枢にあった伊藤と歩を合わせるように参議秘書官、総理大臣秘書官、枢密院議長秘書官、同書記官長、内閣書記官長等を務めた。したがって伊藤の発信書翰も彼が権力の中枢にいた明治一八—三六年頃にかけてのものが多くなっている。なお伊東から伊藤に宛てた書翰については既刊の『伊藤博文関係文書』中に七〇〇通近くが翻刻されており、この中には今回収

載した書翰の往翰・返翰と推定されるものが多数含まれている。これと対応させることにより、各時期における伊藤発信書翰の持つ意味、背景を立体的に浮かびあがらせることができよう。

最後に本稿の執筆者となっている「伊東文書を読む会」について若干の説明を加えさせていただきたい。当館の司書業務研修の中には憲政資料室所管史料を題材として、近代史料の読解を目的とする演習講座がいくどか設けられたことがある。憲政資料室所管にかかる近代の政治家の個人文書、特に書翰、日記、覚書等の手書きの史料はその大部分がくずし字によって書かれたものであるため、その読解にはある程度の専門的知識が必要となるためである。「伊東文書を読む会」は昭和五六、五七年度の研修受講生の有志が、当時憲政資料室副主査として研修講師を担当した広瀬順昭氏（現駿河台大学教授）と共に発足させたものである。会は月に一回開かれ、広瀬氏の指導のもとに「伊東巳代治関係文書」中の諸家発信書翰の読解、年代推定を各人が分担して行った。その手始めとして読み始めたのが今回の伊藤博文の書翰である。会は途中メンバーの入れ替わりや何度かの中断をはさみながらも、広瀬氏の退職までの足掛け一〇年にわたり続いた。当初の予定ではその成果を前述の『伊藤博文関係文書』のような形で刊行することも計画されていたが、諸々の事情で実現には至らなかつた。ただし「伊東巳代治関係文書」中の全書翰の九割以上の読解が終わっており、その一部についても何らかの形で残すことがこの会に携わった者の責務と考え、書翰の部の中核をなすと思われる伊藤博文の書翰についてのみ、今回本誌に収載する運びとなったものである。

なお、広瀬氏以外に伊藤書翰の読解に携わったメンバーは以下の通りである。児玉史子、戸沢幾子、山田裕子、松嶋光子、中井万知子、大曲祐子、松下さや子、宇賀正一、武田美智代、堀内寛雄（順不同敬称略）。また本稿の監修は、主として宇賀（元職員）、武田（現調査資料課）、堀内（現政治史料課）が担当した。

〔註〕

（1）『憲政史編纂会収集文書目録』 国立国会図書館 一九六〇年。なお、現在憲政資料室では「マイクロフィルム版 憲政史編纂会収集文書 全二一五リール 一九九五年 書影澤井刊」を閲覧に供している。

（2）『伊東巳代治関係文書 国立国会図書館憲政資料室所蔵』 一九九五年 北泉社刊。

（3）『翠雨荘日記 臨時外交調査会会議筆記等』 小林龍夫編 一九六六年 原書房刊。

（4）『伊藤博文関係文書 二』 伊藤博文関係文書研究会編 一九七四年 塙書房刊。

主な参考文献

大石真「伊東巳代治と明治典憲体制 伊東巳代治関係文書の意義」『伊東巳代治関係文書 国立国会図書館憲政資料室所蔵』 一九九五年 北泉社刊
広瀬順昭「伊東巳代治関係文書」について 憲政史編纂会収

集文書との関連」〔同〕

二宮三郎「憲政資料室前史（中）」『参考書誌研究』四四号 一九九四年八月

（堀内 記）

凡例

本稿は「伊東巳代治関係文書」中の伊東宛伊藤博文書翰全一六通を（上）（下）の二回に分けて掲載するものである。翻刻にあたっては次の方針によった。

1 書翰の配列は『憲政資料室所蔵資料目録第二 伊東巳代治関係文書目録』中の「書翰の部」二二、伊藤博文書翰の配列に従った。ただし目録に未収載の書翰については番号の後ろにAを付した。

2 推定年代には（）を付し、断定できかねるものはカを付した。また新たに年代推定ができたものには年代を記し、目録に誤りがあった場合は訂正した。

3 漢字は原意を損なわない限り簡略体に統一した。

4 片仮名は名詞以外は平仮名に統一し、変体仮名は普通体平仮名に改めた。また、之↓の、江↓へ、廿↓二十のように統一した。

5 句読点は原文にほとんどないが、便宜のため付した。

6 送りがなには濁点を付した。

7 判読不明の箇所は口で示した。

8 誤字、脱字、宛字等は原本のままとした。

9 封筒の表書・裏書等について註記した。

一 明治(12)年 8月18日

僻遠の地へ御足労恐悚の至に御座候処、具氏洋文書東写並に洋紙筆御携帶高繩の別邸へ御來臨是祈候。勿々敬具

八月十八日

博文

伊東巳代次兄

〔註〕 封筒表「内務省取調局 伊東巳代治殿 伊藤博文 至急」

二 明治(12)年 9月12日

別紙の通外務省より申來候に付封書を以即刻同卿へ御遣相成度候也。

九月十二日

博文

伊東巳代治殿

〔別紙〕

内啓 然ば琉球処分一件に付過般印刷相成候書類英文共御取揃五通此使へ御付与相成候様致度、此段得貴意候也。

九月十二日

井上外務卿

伊藤内務卿殿

〔註〕 封筒表「省にて 伊東巳代治殿 伊藤博文 至急」

三 明治(13)年(2)月21日

至急得拜頭度候に付、乍御苦勞井上賢兄御同伴にて拙宅へ御來可被下候。若し井上出頭無之候へば御一人にて御來臨可被下候也。

二十一日

博文

伊東巳代治殿

〔註〕 封筒表「内務省 伊東巳代治殿 伊藤内務卿 至急」

四 明治(13)年 8月5日

別紙故障無之候に付、承諾の旨御回答可被下候。尚同人より兩三日前、不用の小銃売却の儀、横浜外商等の内にも引受候もの有之候や事に御座候故、内々同人より愈引受候もの有之哉否、探り見呉候様御相談被下度候。為之。勿々拜具

八月五日

博文

巳代治兄 至急

〔註〕 封筒表「内務部書記官 伊東巳代治殿 伊藤博文 至急」

急

五 明治(14)年 4月9日

去月以來横浜西字新聞中に榎本前海軍卿の行事に付、色々加批判候風説掲載有之候儀に承及候処、右少々入用有之候に付窃に

御取調可被下、漏泄堅く御注意是祈。勿々敬具

四月九日

博文

巳代治兄 密

不尽

十一月十二日

博文

巳代治兄

〔註〕 封筒表「伊東巳代治殿 伊藤博文 懇啓」

六 明治(14)年 9月10日

魯清の葛藤漸將其局を結んとするの新報早速御報知敬謝の至に候。乍去愚見にては未だ遠し此説に信を措く事不能。若し如斯なれば曾星使の魯行は偏に崇厚を宥赦し軍資を弁償する事を以て魯帝に謝罪するに不過。如斯の理は小子の考へ能はざる所也。然れ共、其国の事情は外観の及ばざる処にて実に難致推測事に御座候。いづれ再報に拠り其信偽を判するの外有之間布候。勿々敬復

九月十日

博文

巳代治賢兄

〔註〕 封筒表「伊東少書記官殿 博文 拝復」

七 明治(17)年 11月12日

今朝九字の車にて横浜臨幸陪隨の筈に付、其前にイスバニア公使への回答調印為相濟置度、何れ競馬場にて可遂面会事に付、其前に可相成は同人の手へ回答致御返付置度ものと存候。勿々

〔註〕 封筒表「伊東巳代治殿 博文 至急」

八 明治(17)年 月22日

案内主は男か女かも不致判然、御穿鑿の上御回答可被下候。別紙は荆妻臥病中小生は前約有之候故を以残念ながら難罷越段返答御遣可被下候也。

二十二日

巳代治兄

〔註〕 封筒表「取調局 伊東秘書官殿 博文」

九 明治(19)年 3月30日

〔口絵参照〕

為塩田三郎李鴻章へ可遣添書昨朝支那公使へ為見置文章を添削候様相頼置候に付、若塩田明早天或は今晩にも出港候義なれば、拙官帰京前公使より御受取置可被下候。書記官楊枢い細承知可有之候也。

三月三十日

博文

巳代治殿

〔註〕 封筒表「伊東巳代治殿 博文 至急」

一〇 明治(19)年5月9日

復命書全文未到完結候得ば、榎本北京天津の間に往来周旋、為使事頗勉強、且会議にも無怠列席所補益不少段、一言相加置度、時々思出し、次第の増補、執筆者の為には煩雜なる事と存候へ共、不悪御海恕可給候。勿々頓首再拜

五月九日

博文

巳代治賢老爺

一一 明治(18)年5月10日

復命書談判筆記昨日迄に御整頓相成候へば、今日致一覽置度、高輪別業へ為御持被下候歟。或は御携帶被下候而も宜布。尤未完全に御座候へば、殊に差急候訳には無之、御一答可被下候。為其。勿々不尽

五月十日

博文

巳代治殿

〔註〕 封筒表「伊東大書記官殿 乞回答」

一二 明治(18)年5月11日

兩三日來、不分昼夜御勉強にて復命書御整頓の趣に付、決て督促可致訳には無之候処、可相成は明日内閣參集定日に付、致携

帶度、夫迄に間に合可申御心算に御座候哉、或は尚時日を費可申乎、御示可被下候也。勿々頓首

十一日

博文

巳代治兄

〔註〕 封筒表「伊東大書記官殿 親展」(第六章 復命書の件)

一三 明治(18)年5月22日

別紙為御心得内覽有之度、多少不権衡も可有之乎、難凶候得共大約不都合無之事と信申候。判任の向共増候得共努力も亦不少事に御座候故、彼是取捨いたし申候。此書面御覽後他日御返却可有之候。復命書印刷相整候へば御回送可被下候。尤今夕は別邸へ罷越可申候。為其。勿々頓首

五月念二日

博文

巳代治殿

再伸 蒙御厄害候棄兒も竟に引直し候事に取極置申候。就ては改名云々過日来香川よりも被勸候に付、為御一覽左の通本日不図思付の儘書記置申候。改捨郎為博雄。ステロは棄つるなり。ヒロヲは拾ふなり。

〔註〕 封筒表「伊藤巳代治殿 宮内卿 機密親展」

一四 明治(19)年2月16日

明日高輪別邸へ地方官招集の筈に付、今晚より同処へ罷越候に付、明朝宮内、内閣へ不致出頭段御通知置可被下候。今夜学習院の出火等に付、明朝は何か用事可有之も難計、至急の事は高輪へ申遣し呉候様、両処の書記官へ御示置可被下候。為其。勿々不尽

二月十六日

已代治兒

博文

(註) 封筒表「伊東秘書官殿 博文 至急」

一五 明治(19)年7月(詔書案)

条約改正の開会以來卿等の好意及び尽力に因り漸次進歩し、第六回會議に於て卿及独乙公使の協同首唱を以て治外法権を廢し我全国を開くの議案を提出したる始末、外務大臣の具奏を経たり。貴国及独乙政府の勢力に由り従来我国と泰西諸国との交際を遮断する障礙を排除する事を得るの望を生ぜしめたるは、朕の満足する所なり。尚今後卿の好意尽力に因り貴我福祉の爲め該案を実行するの好結果を得ん事を冀望す。今卿を延見し聊衷情を吐露して卿の好意を謝す。

(註) 封筒表「治外法権廢止に関する詔書」

(英公使プランケット (F.R. Plunkett) への勅語の草案)

一六 明治(19)年8月3日

下田歌子同伴罷越候処、門人其外面三名呼寄度とて同人より留守へ及書通候に付罷越候節、乍御手数沖知事へ御申遣被下横浜より小蒸氣船差出呉候様御取計可被下候。尤明日か明後日か不相分候得共、此節は潮時早朝或は午後五六時頃なれば都合宜布候故、御打合の上御取計可被下候。尚亦乍御面御時々の便宜に洋和新聞御送達被下候得は大幸に候。公事は無論御通報可被下事と存候故、不及贅候。外務内務両大臣明後五日発途、北海道行の筈に候故、申置候用事あらば御聞置可被下候。為其。勿々頓首

八月三日

已代治殿

博文

(註) 封筒表「永田町官舎 富岡 伊東秘書官殿 總理大臣 至急」

一七 明治(19)年8月7日

登記法公証規則とも画押返却候間、御落手可被下候。樂師の事は至急伺定澳公使へ及回答候様三宮へ御通知有之度候。勿々爾復

八月七日夜

已代治殿

博文

〔註〕 封筒表「伊東巳代治殿 博文 用事」

一八 明治(19)年 8月 8日

別紙玉乃位階進級奏聞書へ画押の上返却候間御落手可被下候。勲位昇進の儀は可相成見合せ度候。先例も到而僅少也。過日山内侯爵旧土佐藩知事死去の節、以特例叙勲被仰付候。同氏叙勲は旧来議論有之候事等に而、破格の取計に出候位に付、玉乃勿論年功有之儀は衆所知に候得共、位階進級と祭典料のみに而相当歟と被察候。夫共司法大臣に於て強而の願望に候へば一応可遂奏聞候得共、今遽に此例を發する時は、今後必常例と相成可申に付、願くは相断度候間、司法大臣へ此段御申通可被下候。朝鮮亡命人護送の費用内閣の機密費より支出の儀、大蔵大臣如申立聞届不苦候へ共、同人に關する將來の諸費悉皆機密費に而引受候事は不承知に付、内蔵両大臣に於て如斯臨時の費用支出の方法他に無之歟否、將來とても臨機此是の事は、政治上不可免事と被察候に付、再評を被尽度、一応内閣より及照會、然上御取計可有之候。杉内蔵頭へ明晩帰京明後日奏樂の節は可致参朝旨御申通可被下候。鹿鳴館に而の奏樂も火曜日と御申越候処、宮中に而も火曜日に被定候上は、早々夫々御照會の上、鹿鳴館の方延引相成候。勿々敬復

八月八日夜

巳代治兄

博文

〔註〕 封筒表「永田町官舎 富岡 伊東秘書官殿 總理大臣

大至急」

一九 明治(19)年 8月 8日

別紙公文三通及返却候間御落手可被下候。小松宮伊香保より帰京の趣に付歐洲巡回の儀、表向陸軍省より内閣へ申立呉候様、陸軍大臣へ可申通可被下候。若大臣不在なれば桂次官へ御相談可被下候。大臣は事情承知に候へ共、桂次官不相心得事に候得ば、同人より大臣へ聞合せ候上、大臣の名を以申立候共其地の都合宜布様取計呉候様、桂へ御談示可有之候。勿々頓首

八月八日

博文

伊東秘書官殿

小松宮は為軍事視察巡回と申各自可然時間凡一ヶ年の積なり。

〔註〕 封筒表「伊東秘書官殿 博文 復」

二〇 明治(19)年 8月 15日

貴翰の趣敬承候。魯国海軍大臣の事は代理公使より何とか外務省へ可申出事と被察候に付、夫迄は宮内にては無言に擱き可然事と存候。支那軍艦云々は此節の風説に御座候故、塩田へ青木より電報遣置候。返答有之候へば、為御知可被下候。今晚は金沢へ月見旁出掛申候。明日小松宮來訪の由に付、明朝は富岡へ歸り可申候。光明寺三郎檢事登庸の事は異存無之段、司法大臣へ御回答可被下候。司法より申立有之候へば、内閣書記官へ取

扱方御照会相成置度候。匆々敬復

八月十五日夜九時半

伊東秘書官殿

博文

〔註〕 封筒表「伊東秘書官殿 總理大臣 親展」

二一 明治(20)年9月8日

明朝用事有之両氏面会の時間無之候に付、賢兄御面会大略御聞取可被下候。学校の事は大概差支無之見込に候へ共、今少々突留不申ては難致確定、近日得少間次第取極可申つものに付、以此辺御応対可被下候。後藤演説云々能々相分居候に付夫々手順相付置申、傍聴筆記者は慥なるもの御選定御差出可被下候。過激論に涉候へば必ず断然中止解散に可到事と被信申候へ共、彼必ず円滑手段を以言論の中に針を為含候事相違有之間布被察候。能々御注意肝要に候也。

九月八日

博文

巳代治殿

〔註〕 封筒表「伊東巳代治殿 博文 密啓」

二二 明治(19)年12月5日

登記条例改正立案大藏卿の一覽を乞候処、別紙同卿書翰に大意相認有之候通小生愚考も全く同案に有之候に付、大藏卿意見の

如く御改案有之度候。登記に課税するもせざるも国計の事情に依り酌量すべき事に付、当初に於ては手数料を徴収し其費用を補わしめ其取額の余分は国庫に収納せしむるも敢て妨なき事ならんか、他日又政府の都合に依り登記を以て収税の一機関に利用する事と相成、税額を賦課する事あるも不都合無之様此法令を組立置度ものと存候。右等の主旨御含蓄被下候て御再案有之度。為其。匆々頓首

十二月五日

巳代治殿

博文

二三 明治(20)年4月26日

監獄一条の書面はいつ頃までに出来可申哉、前以スターデー仕置度候に付、可成速に御取調可被下候。為其。草々頓首

四月二十六日

博文

巳代治兄

〔註〕 封筒表「伊東秘書官殿 博文 至急」

二四 明治(20)年6月22日

貴翰の趣詳細板垣一条は可成各種の支流を不開して一線の大河を交通せしめ候方得策にして上下の主旨も亦明了ならんと被察候故、星亨等の関与も断然杜絶して不許候間御含可被下候。別紙は一通写を取置御携帯可被下候。至急を要する書面に有之

候故、有栖川親王殿下へ早速御伝達可被下候。御病氣は折角御保養御快方に候得ば、明日御來島待入候。勿々頓首

六月念二日

博文

已代治殿

〔註〕封筒表「伊東秘書官殿 博文 復」

二五 明治(20)年8月21日

貴翰拝読。朝野新聞二宮氏の要求は、尚勘考の上可及確答候。既に世間に流布候物なれば、可秘理由は毛頭無之候へ共、公衆多数は非有識者。若以新聞偏頗の賞賛論を掲載して、黒白を弁別する事なれば、政府は有損無益の極に陥候も不可測、尚内閣同僚へも遂談合候上御回答可致候。取引所御調は精々御尽力是折候。委員云々は不都合の至に候得共、不式過之外手段有之間布候。先は拝答而已。勿々頓首

八月二十一日

博文

已代治賢兄

憲法草安漏洩は出処精々御探聞相成度候。意見書新聞に掲載するとせば、朝野、報知両新聞みなクリチサイズする都合に至れば尤妙なり。勿論議論は公平を主とする事肝要なれば、枉て政府を助くるに不及候得共、彼の意見書は小兒の戯に不過ものたるを明にし、政事の真に如斯容易ならざる事を論じ、併て其虚

事の点を駁撃せば可なり。尚御勘考可被下候。

〔註〕封筒表「伊東秘書官殿 総理大臣 密展」

二六 明治(17)年9月6日

翻訳書其外儘に落手仕候。序に御起案の書面に付三再考の上、修正の廉々相認仰貴聴置候。皇族は丁年二十一は不宜、大概各国十八才位かと覚へ居申候。我国未だ是等の制なしと雖、今日に於ては予め不得取極事なり。土族を各県三人は、二人に減ずるを可とす。当初より多人数は不整頓の産かと被思候。尤国会設立の際には都合に依り増員するも可然、いづれ其時期に至れば撰挙法、人員の定数、品格等も憲法に列挙する積なり。救助金額は百万乃至百四五十万と認置、精細は會計上の都合取調の上の事とする見込。土族議官の任期十年にては長過ぎ候様被思候。愚考にては華族の任期の半数位にては如何と存候。尤奏文には右等の事精確に見せずとも可然、職制とか章程とかには明了に掲載する方宜しかるべし。先大意如此に御座候。余は讓拝晤候。勿々不尽

九月六日

〔註〕封筒表「伊東已代治殿 博文 至急」

封筒裏「已代治賢台 博文 内復」

二七 明治(20)年(10)月29日

プランクリ唯今参候得ば、ロベルトハルトに Points を申聞候

事は色々事情有之候故凡に止め仕置度、可成何事も致機密置候様御申聞可被下候。尤同人の懇切なる注意万々不堪謝と御申聞可被下候。為其。勿々不尽

念九日

博文

已代二兄

〔註〕封筒表「伊東秘書官殿 博文」

二八 明治(21)年2月1日

大隈本日、外務大臣拜命無相違。

博文

已代治殿

〔註〕封筒表「永田町官舎 伊東秘書官殿 博文 至急」

二九 明治(17)年2月1日

齋藤修一より憲法書類借覧の義由来候趣、右は遽然何歎の問題を起し取調候事に可有之と被察候へ共、何も不足憂事と存候。公爵のプリンスをジュツクに換訊の義は到今日決して出不申候故、王はプリンスなれども殿下の称号を有し、公爵はプリンスなれども殿下の敬称を不能有との差別にて充分と存候。従前の儘不相改方宣布と存候。草々拝復

二月一日

博文

已代治賢台

〔註〕封筒表「伊東秘書官殿 博文 肅復密啓」

三〇 明治(22)年2月5日

議院及選挙法の修正条項御示鳴謝此事に候。過日入貴覧置候陸軍大臣より将官等へ可諭示見込の書案一応御返却可被下候。為其。草々頓首

二月五日

博文

已代治兄

〔註〕封筒表「伊東已代治殿 博文 至急」

三一 明治(21)年4月15日

議官鶴田皓病氣の処危篤の趣に付、明早朝位階一級昇叙の義内閣書記官より上奏取計候様至急御申越可被下候。為其。勿々頓首

四月十五日

博文

伊東秘書官殿

〔註〕封筒表「永田町官舎 伊東秘書官殿 博文 至急」

三二 明治(21)年4月28日

別紙条公への返書即刻御達可被下候。上奏の件々既に御裁可相成明後三十日御発表の趣に付大に安心、今朝申置候通明後朝小子拝命は何大臣にても宜布候故、代理の儀谷森へ相心得居候様御申置可被下候。小生へ可被仰聞勅書も官報にて公布相成候様御取計可被下候。小生は多分明後日帰京のつもりに候へども万一風雨等に候へば一日位可及遷巡も難料。此段御含万事御注意御取計可被下候。勿々敬復

念八日

伊東秘書官殿

博文

〔註〕封筒表「伊東秘書官殿 博文 密啓」

三三 明治(21)年5月15日

本日より暫時夏島へ出掛候間、此旨副議長其外へ御通置可被下候。為其。勿々頓首

五月十五日

伊東秘書官殿

博文

〔註〕封筒表「枢密院 伊東秘書官殿 博文 袖展」

三四 明治(22)年1月28日

英訳為御持落手、六十六条の承諾を修正する事勿論と存候間、乍御手数明朝十字前に加筆相成置度、今晚金子へ御申通可被下

候。拝答。草々頓首

一月念八日

伊東秘書官殿

博文

〔註〕封筒表「伊東巳代治殿 博文 拝復」

三五 明治(22)年9月5日

昨夜貴翰落手、細縷の事情御示被下鳴謝の至に候。尚奇聞も有之候節は、御報道是祈候。水害地方の為救恤金云々の事は、各大臣並に津田書記官へ御申聞取計置候様御指図御依頼申候也。書余後鴻。草々頓首

九月五日

博文

晨亭老台

〔註〕封筒表「東京永田町 伊東枢密院書記官長殿 親展」

封筒裏「伊藤議長」

三六 明治(22)年10月24日

以電報申入置候通り今晚の汽車にて一寸神戸迄罷越候。鳴田は召連候間至急に為御知の事も有之候得ば電報御遣可被下候。万一松方其外相尋候節は豚兒病気の為暫時参り候と御答置可被下候。別紙は表面の手続に付届置候。為総理へ遣候間早速為御持可被下候。昨夜会議の結果多分今朝御報道可被下と窺に相考居

候処、更に御通知無之故、定而小田原評議にて当分は相纏り不申事と致推察候。勿論争寸時軽忽の決議は無益の事にて、朝三暮四其内には各不面白感情引起、不可回復に到り可申に付、松方へは時機有之節は此辺の注意肝要なる趣を小生より伝言せりと御申入可有之候。草々頓首

十月二十四日

巳代治賢兄

博文

〔註〕 封筒裏「永田町枢密院官舎 伊東書記官長殿 至急親

展」

封筒裏「小田原鷗盟館 伊藤博文」

三七 明治(23)年1月25日

キルクウード氏より別紙到来候に付、乍御面倒直に同氏へ御面会左の通御申伝可被下候。此節は至て閑散に有之候故、何時も御面会可致御都合の時日御取極め両日前に為御知可被下候。小生方は閑日而已に候得ども、貴方は御多用中の事故、殊に遠方迄御来車等御便宜に任せ候。右の通御申入の上時日御聞取可被下候。昼食位は差出度候処、田舎故前以少々用意為仕度候故、両日前位に為御知可被下候。此段御依頼申上候也。

巳代治老兄

博文

書類相整候へば早速御来田待入候。青木より修正の書面一通到

来。一見候処大意は更に変更無之候。

〔註〕 封筒裏「永田町枢密院官舎 伊東枢密院書記官長殿 書

留 大至急親展」

封筒裏「小田原 伊藤博文 一月二十五日」

三八 明治(23)年6月27日

伊太利公使より別紙案内帖到来、同人も不遠内帰国に付是非参り度と存候処、両三日少々風邪咳嗽にて頗難渋罷在候故吃度参会無覚東候へ共、同日迄快復候へば欣然可参位に御返答可被下候。仏国公使館ブグワン婚儀も若返答を要する義に候へば、病故を以御断置可被下候。小生等夫婦へ当て案内状参居候。シヨードン委詳承知と存じ候。御繁忙中御手数段の段恐悚に候処不悪御了承所冀に候。草々頓首

二十七日

博文

野村より囑托の華族選挙人名録は慥に落手仕候。

巳代治老台

〔註〕 封筒裏「永田町枢密院官舎 伊東書記官長殿 至急親

展」

封筒裏「小田原 伊藤博文」

三九 明治(24)年5月26日

御親書草案は明朝得拜晤迄に致熟読置可申候。山県伯も過刻來訪明朝賢兄御來田迄は必ず滞在可相成事と存候。過刻書留にて一封差出置候はば落手被下候哉。松方伯に返詞は明日可差出候。草々拝復

五月二十六日

博文

農亭老兄

〔註〕 封筒表「伊東巳代治殿 博文 親展拝復」

四〇 明治(24)年11月18日

從小田原呈一封置候間定而御落手被下候儀と奉存候。爾來の形勢は、新聞紙上に而大概得推察申候處、政党各派の熱度は最高點に達候様被窺候。發途前將來の大勢畧及陳述置候如く、最早区々言論文章の是非を判別すべき情態とは不被考候に付、万事御注意御協力所冀に御座候。此度滝口吉郎出京の上は、老兄へ万事御依頼御相談申度に付、小生より申入置具候様相頼候間、時々御呼寄賜教誨候様願入候。老兄縱令議員御辭退相成候共、貴族院中の事情は如視於掌上分明ならんと存候故、百事御指揮可被下候。松方陸奥兩大臣へも別に書状不差送候故、序に宜布御伝言可被下候。尚乍御手数数時々事情御報道願上置候。書外從山口到着の上可申上候。早々頓首

十一月十八日

博文

農亭老兄

〔註〕 封筒表「伊東巳代治殿 親展 滝口吉郎携帶」
封筒裏「伊藤博文」

四一 明治(24)年12月17日

過日一封及拝復置候間、定而御落手被下候事と存候。小子其後一昨日迄巖島に流連、漸昨朝馬関に來り申候。今夕矢土一応帰京の筈に付、幸使寸楮拝呈。爾來愈々御清健敬賀仕候。東京時情は日々新聞の外不致詳知候得共、早晚不相交策士輩の小刀細工に不過事と遙察仕候。時宜に依りては歳末に暫時大磯迄なりとも立歸り、一週間も滞在上、再遊可致乎とも存候處、時情如何可有之哉。万一も物議の種子と可相成形勢なれば此地或は神戸辺に而越年可仕末松御申合の上、御一報被下度候。朝比奈旅費云々は先項の貴書中に有之候處、貴答及延引不都合の至に候。相当も助力當然の事と存候間、御取計可被下候。且又錦山にも十一、十二、一月分位合併御渡置可被下候。旅費其他は小生直に相渡置候故御構に不及候。貴族院不出席之届、可然御取計及御依頼置候。早々拝具

十二月十七日

博文

農亭大兄

〔註〕 封筒表「東京 男爵伊東巳代治殿 急要親展」

封筒裏「大磯 伊藤博文」

〔封筒と中身は別〕

四二 明治(25)年6月2日

昨朝小田原にて貴翰落手、細情詳述鳴謝の至に候。世外山口にて暗殺云々の事、驚愕に不堪。乍去事情を熟察するに、郡長某に相談候事いかにも訝か敷様存候へ共、詳報に不接は臆察を以難断。陸氏来談、昨夕横浜迄閑遊同伴仕候。出京も仕度と存候へ共、此節聊如何と差控申候。国家前途の事は経日に随ひ憂患を重ね慨歎の至に候。茲に私事を以煩老台候儀有之候。山口県百十銀行へ近日大蔵より検査官派出(山口のみならず中国一般)の趣伝聞、同銀行主任者大に心配。必竟營業資金運転を參州墾田投入し帳簿上は不都合無之事に可有之候へ共、嚴重検査されては事實を証明せざるべからず。左すれば制規に違ふの虞ありと申事より寛大の検査(即銀行員の供述に留めもらい度と云の意なり)右の事情を松方へ兩三日前書面を以及依頼置候処、不接返書候故如何と心配に不堪候故、早速松方へ御聞合被下候而御返事被下度候。尤右銀行は積金其外も慥に有之、且參州開墾地は到底毛利家にて処分するか何とか損失に不到工夫は可有之と申事に付、目前を寛大に被処候へば不都合無之と存候。甚御面倒に候へ共松方吞込呉居候哉否御聞糾被下度候。書外讓後鴻。早々頓首

六月二日

晨亭大兄

博文

二伸 本日午後帰田のつもりに候。緊急の御用あれば何時も可致出京事は徳大寺へ申入置候故御安心可被下候也。

(註) 封筒表「伊東書記長殿 親展」

封筒裏「伊藤博文」

四三 明治(25)年7月22日

過日は早速松方大臣御面会銀行一件に付御談示被下鳴謝不啻候。昨日木梨来臨事情細々承候処随分困難を極め候事に付、世外に為相談同人を宮の下に差遣置申候。多分今日は再び当地に帰来候と存候。一兩日中に同人を為致出京可申候間、其節は本人より御聞取被下候て大蔵大臣へ尚亦御申入の儀相願可申候。大蔵省官吏の内には參州開墾地の経画或は我々の意中より起り候歟の疑惑を抱き候ものも有之哉に承及候へ共、当初全く相談にも不与事にて、畢竟愛智県令勝間田の発起にて銀行申合、馬鹿げたる事に大金を投入し今日の大難事を惹起候次第に候間御含置可被下候。至今日小生等致心配候より疑惑を相生候事に被察、無理ならぬ事に候得共其全く相違の事に候。司法を鳥尾に持込候云々は無根に被察候処如何、若事実なれば聞糾見度存候間、御探聞可被下候。早々頓首

七月二十二日

晨亭大兄

博文

河野を内務に被任たるは伊藤が密奏に出でたり杯と伝るものある由、或は高島頻りに此説を主唱すると云ものあり。何か御聞及の事有之候哉。小生は黒幕破談以来人選等の事勿論関係無之、一時の貴通れに濡衣を他人に為着には無之歟。

〔註〕 封筒表「伊東書記官長殿 博文 密啓至急」

四四 明治(25)年7月24日

山口銀行一件に付木梨出京に付同人より詳細事情御聞取被下候て大蔵大臣へ細々御説明相願度候。検査官の取調とは帳簿上に於ても不致符合件も可有之候得共、逐一聞糾候得ば可疑点は毛頭無之、其内參州墾田の事に付ては目下世外伯取調中に付近日同伯出京、将来の見込直接に大蔵大臣へ可相話に付夫迄の内木梨の話御聞取被下候て、松伯へ御説明の程願上置候。為其。早々頓首

七月念四日

博文

晨亭大兄

〔註〕 封筒表「永田町枢密院事務所 伊東已代治殿 伊藤博文 親展」

四五 明治(25)年 月 日

過日渡辺洪基来談にて今以結局に不到趣に付、文部大臣へ速に相運び候様及催促、且内務大臣へも文部大臣協議の上何れとも迅速に相片付候様及談合置に付、右両大臣へ承合せ寸時も早く相運候様可申立事。

四六 明治(28)年2月27日

出発の時刻は、明日正午過にあらざれば難取極、明朝十一時頃

参朝拝謁の筈、其他にも緊要の事務を結了するにあらざれば難致出立、取極次第に報知する事に先方へ御回答相成度候。実は外務大臣に委任取極させ候に付而は其結果如何を知りて出立致度と存候。其故万一にも彼より種々の希望を申出候而、此地に伺はざれば難決事無きを必せず、又、今更之を願はずと申出るも難計。旁以結果を知る事必要ありと存ず。勿々敬復

念七夜

博文

晨亭大兄

〔註〕 封筒表「伊東書記官長殿 密親展」

封筒裏「博文」

四七 明治(28)年3月20日

此方よりは初面会として申入候事と存候へ共、彼より何等申出候歟不可測候に付、現場の模様にて憑り候事と存候。前に我より書面を提出事は万無之と信居候也。

三月二十日

博文

晨亭大兄

〔註〕 封筒表「伊東内閣書記官長殿 親展」

四八 明治(28)年3月21日

林有造は後藤伯と共に広島に来るとの前報有之候故、後藤は広

島に残りたるものと相見候。河野三崎等は已に此地に在りと今
朝承及候。中野寅二郎は水野には無之歟。水野なれば土人に
而、松方随行広島に前日来居候。早々敬復

三月二十一日

博文

晨亭大兄

別に本日は昨日提出の休戦に対する回答を与ゆる積りなり。

〔註〕 封筒表「伊東書記官長殿 博文 親展」

四九 明治(28)年 4月2日

各新聞の休戦に対する論説為差事無之趣、好都合と存候。都新
聞杯が云々するも、畢竟支那の事情を熟知するにあらずして、
作為構造の説たるに不過と存候。今朝佐藤軍医来訪に付、貴官
の病氣如何を相尋候処、輕少のインフレンザーに不過、熱氣も
差たる事無之、只咽喉少々掀衝有之との事に付、御撰養相成候
へば、不日御全愈と存候。早々頓首

四月二日

博文

晨亭大兄

刻下の看護婦は中々の決断ものに付、巧言甘語を余り蒔散して
御後悔なきにあらず。是則末雨に戒心するの一端なり。

〔註〕 封筒表「伊東書記官長殿 密展」

封筒裏「博文」

五〇 明治(28)年 4月4日

購和条件に付、彼我全権の見る所異なり。李伯は我要求を聞き
驚きたる色ありたり位の乍為なれば、停止の価値は有之間布と
存候。其儘に擱き可然と存候。早々頓首

四月四日

博文

晨亭大兄

五一 明治(28)年 4月10日

昨夜散步不在中貴翰到達、帰宿後披覽、已に深更に及貴答不差
出候処、其後貴恙如何。外相も昨夜来熱度四十度以上に騰昇し
たる趣、唯今佐藤国手其外診察中の趣申来候。本日は事宜に依
り李と開談に可及乎と存候。尤目下取調最中に有之候故、本日
午後迄に間に合候哉否未承及候。貴恙の都合次第御伴同可致候
得共、力病無理の外出は万々不可然。御撰養專要に候。早々頓
首

四月十日朝

博文

晨亭大兄

〔註〕 封筒表「伊東書記官長殿 親展」

封筒裏「博文」

五二 明治(28)年4月15日

別紙両通の電報只今到来候処、米魯両公使の口氣頗面倒なる為、外務大臣も心配の趣に付川上中将へ御示可被下候。何とか工夫はなきかとの事なれども、中間に在ては如何共取斗の方便無之、大本營に於て方針を一定するの外此上は返答の仕方有之間布と存候。早々拝具

一五日夜

伊東殿

博文

先刻外相へ小生より和文にて遣候電報は、發送前なれば見合置くべしと只今陸奥広吉へ申遣候。

〔註〕 封筒裏「伊東書記官長殿 密至急」

封筒裏「博文」

五三 明治(28)年4月25日

今朝八時到着。直に外務大臣デニソン兩人と十一時過迄反覆討論の末其結果第二案の起草を命じ置一旦旅寓に引取り朝食即午飯を為濟候内、松方西京より来会内務大臣は余に先て既に来居れり。午後二時より団欒種々評議の末今夕電報にて申遣したる如く決議せり。御前會議に於て相決置候第二の會議論は此地に來り反覆講究討議せし末目下異論を提出せし三国のみを相手に

するときは無論英國は特に度外視する結果として一問題を提出する事論を待たず。然るに同国を加ゆるとせば會議に於ても或は台湾論の如きを担いださざるを保せず。仏独の如きも必竟は露の提灯持に金州半島永久割譲の不承知を唱道すれども、其意底には何か得んと欲する所ありての事なれば、會議を開くに於て自己の欲心を發露せざれば得る所なきを以て必ず新問題を出すべし。彼是熟考するに於て、會議は不利益の点多も我に利便を与ふるの結果を卜する事能はず。特に露は必ず會議を承諾せずして回答を要求する事疑を容れず、独仏二国会議に同意を表するも露の不同意の爲めに帰する所なき時は、之を以て三國間を分裂するに足るか未だ知るべからず。縦し之を分裂するも露の決意鞏固にして他の二国我に左袒せざるに於ては何の益もなし。上文の理を以て竟に過刻の電信に決せり。詳細内務大臣より御聞取陸海両大臣へ、特に陸軍大臣へは毫髪を残さず御話置可被下候。小子は此地に留り神戸にて鳳車に陪従すべし。一兩日間の電報は実に帝國の安危に關す事を捷敏に決するには外務大臣との熟議を要す。老兄も明朝陸軍大臣出帆と相成候へば、直に一応舞子迄御来会有之度候。尤老兄出發の場処広島に限ると存候。其故露艦続々神戸に湊集の趣に付、八重山を此地に呼ぶは得策にあらずと存候。書外は内相より御聞取可被下候。為其。早々頓首

四月二十五日

伊東殿

博文

〔註〕 封筒表「伊東書記官長殿 密親展」

封筒裏「博文」

五四 明治(28)年4月30日

過刻外務大臣旅寓にて閣議の末大体決定。就ては老兄広島より出帆遅くも来月二日には御解纜有之度事に申し談置候故、明晩氣車位にて当地御出立の用意相成度候。此段外務大臣よりも御聞可相成候へば為念申入置候。勿々頓首

四月三十日

伊東書記官長殿

博文

〔註〕 封筒表「伊東男爵殿 博文 親展」

封筒裏「四月九日」

(封筒と中身は別)

五五 明治(28)年10月20日

外務司法内務各大臣唯今来会中に有之候得共、三浦自殺の事知るものなし。早速逋信省電信局御取調の上朝鮮より右に類似する電信あるや否御聞合相成度候。唯今電話にて聞合候処、田健二郎は留守の趣に付電信局を取糾す事必要なり。早々頓首

十月二十日

農亭大兄

博文

〔註〕 封筒表「伊東書記官長殿 親展」

封筒裏「博文」

五六 明治(29)年3月19日

貴翰の趣敬承。乍此上御尽力の程及御依頼置候。老父養生終に不相叶今夕午後八時三十分全く絶命に及候。世上に公告するは、明日相談の事に取極置候。就ては小生当分公務取扱出来不申候故、今晚鯨島に頼み、早速臨時総理大臣を黒田、大山、西郷の内に及相談、明日に拝命に相成候事に致置候間、此段御含置可被下候。此節柄奏聞書類又は副署もの沢山有之候故、一日も關官不相成と存候。為其。早々頓首

三月十九日夜

農亭大兄

博文

〔註〕 封筒表「伊東男爵殿 親展拝復」

封筒裏「博文」

五七 明治(29)年3月23日

依旧御繁忙の事と拝察。議會も閉会時期稍近、就ては閉会勅語の起草予め用意せざるべからず。無事平穩國家の経画其目的通り終会するものとせば、勅語中に一昨年来交戦に際し広島臨時議會に於、協賛の任務を全うしたる事蹟を賞誉せらる、事、及戦後の経営を翼賛したるを嘉賞する云々、上下一致春風霽然の聖意を表明せらる、事当然ならん。又翻て啾々嗷々其局を全う

せずして止むるに至らば、秋霜凜烈赫斯怒を表発せらるゝ、又止むを得ず。御熟考の上、両案具備の用意肝要と存候。且閉会后兩院議員を饗待するものとせば、予め竊に其用意せざるべからず。場処等は宮内大臣へ御相談の上、御取極可被下候。戦後と云経画と云乎、常に比しては格外に張込候事も不苦と存候間、乍御面倒夫々御注意可被下候。為其。早々頓首

三月二十三日

農亭大兄

博文

〔註〕封筒表「伊東書記官長殿 親展密」

封筒裏「博文」

五八 明治(30)年1月18日

昨日、日報社の稲田来訪に付、米人クレメント氏の来翰託同人差出候故御一覽被下候事と存候。過日も願置候如く福地氏執筆相叶候得ば、無此上好都合と存候処、其後御談合如何に候哉。右米人より尚亦昨日別紙到来、何とか及返詞度候間為御聞可被下候。且米人へは不取敢書翰落手、近日成否の可及回答とか哉と如希望記載可差送とか、小子名前一書御発置被下度候。此段御依頼迄。早々頓首

一月十八日

農亭大兄

博文

大喪近日に切迫候乎に承及候処確實に候哉。小生も是非西京迄前後に参り、御葬式供奉仕度と存候間、内定にも相成候へば御聞合早速為御知可被下候。米人此書翰には来二十五日迄と有之候故、福地にても長文は間に合ひ申間布歟。精々御心配可被下候。

〔註〕封筒表「伊東書記官長殿 親展」

封筒裏「博文」

五九 明治(30)年4月16日

二十六世紀雜誌の事は已に処分を了せりとの回電暗号にて過刻到来。鮫島翻訳の上貴官手許に差出候様申聞置候。明朝十時には必調印の運に可到無疑事と存候間、是非御出席被成度候。昨夜の事は小生今朝謝罪の通りに有之、尤貴家の内乱を醸すが如き余本意にあらざる而已ならず、余却て其反対の至願を有するものなり。特に吾兄の為に御困難を増すが如きは誠実に不希望也。早々敬復

四月十六日

農亭大兄

博文

〔註〕封筒表「東京永町枢密院官舎 伊東枢密院書記官長殿

至急親展」

封筒裏「六月二十三日 伊藤博文」

(封筒と中身は別)

六〇 明治(30)年11月6日

貴書敬読。闕下の形勢如視於掌上細大領掌仕候。大隈辞表提出は、既に去月二十九日拝謁の節に親しく事情奏聞と同時に差出候哉に隨なる処より承及候。其遲速は兎も角も、首相は大隈と進退を共にすると明言の暁、訣別と云に至ては小子眼光当初より透徹する処に不違、岩崎果して何等の感覺を抱持する乎と不堪想像候。昨來の風雨去留共不自由、兩三日は尚此地に無聊を忍び候外無之候。世外痛処愈快復確なるに於ては漫遊と出懸候事如何可有之乎と推敲中に御座候。いづれ大磯へ帰宅候節は以飛電御通信に可及候間、異状有之節は当地へ御通知可被下候。勿々拝具

十一月六日

晨亭大兄

座右

博文

自由党等平素余が冷淡とか何とか不満足を鳴らす輩、現政府と進歩党と離別的情状を比較せず何等の感ある乎。去就は実に軽忽にすべからざるを彼輩中含味するものありや否。

〔註〕 封筒表「男爵伊東巳代治殿 親展密」

封筒裏「伊藤博文」

六一 明治(30)年12月23日

昨夕出京。本日毛利家一周祭に参会の筈に候。如兼約古羽織為

持差出候間御受取可被下候。御用に相立候哉否難図候得共、仕

立屋へ御命被成候へば相分り可申候。近日の情況如何。昨夜世外に邂逅。大略は承及候。書余讓拜晤候。勿々頓首

十二月二十三日

晨亭大兄

博文

〔註〕 封筒表「伊東男爵殿 親展」

封筒裏「博文」

六二 明治(31)年12月11日

其後御尋申度存居候得共、急用來客又は雜用に取紛不如意遺憾の至に候。今夕実業家連に対する一席の演説を為相濟、午後六時汽車にて大磯へ立歸り可申候。老兄も午後は帝國ホテルに御來会之事と存候故、其節余事は可得拜晤候。別封は乍輕少支那土産の携帰品入貴覽候。繻子は如例御分与可被下候。為其勿々頓首

十二月十一日

晨亭大兄

博文

〔註〕 封筒表「伊東男爵殿 博文 別封相添」

六三 明治(32)年3月18日

別紙高橋宣政なる人物は、小子不記憶候処、多分知人には無之

候間、御探聞被下度候。いづれにしても從來如斯要求に接候事は無之、尤手強く彼是咎め候程の事にも無之候得共、若諾を得ずして名義を利用するは随分不心得至極と存候。人物取糾の事処置振りは御都合に任候間御含可被下候。為其。早々頓首再拜

三月十八日

博文

晨亭大兄

〔註〕封筒表「東京永田町 伊東男爵殿 至急親展」

封筒裏「大磯 伊藤博文」

博文

晨亭大兄

〔以下別紙〕(長野新聞記事の回りに手書き)

高眼早識当世の韓魏公閣下、晴瀾柳子厚と有りて此処に貶謫、猶ほ小氣燄を放たんと欲す。初刊紙上、閣下の祝電として「宮崎宣政の主筆たるを祝す」の単句を登載し、以て閣下を利用する所あらんと欲す。閣下は固より天下の共有物、之を辞するの御権利無きものと御思召て仰ぎ候。

宣政拝言

春畝公閣下

〔註〕封筒表「相州大磯滄浪閣 春畝伊藤侯閣下 親展」

封筒裏「三月十七日 長野市県町犀北館 宮崎宣政」

晨亭貴爵

座右

六四 明治(33)年 6月21日

〔註〕封筒表「伊東男爵 侍曹 台展」

其後貴恙如何の御経過に候哉、相何度候。自由党連も頻りに心配の趣にて、昨朝松田、今朝星来訪にて、意見相尋候に付、目下の懐抱大略相示置申候得共、同人等の希望は、可成速に大意にても総務委員迄相洩呉候様との事に候。其後内閣連へ御面会云々は如何相成候哉。御病中の事故御困難には可有之候得共、前文の事情に付、今月中位には何とか相示候必要に迫り可申と被察候。御考慮有之度候。虎鉄一口及返上候間御落手可被下候。為其。早々頓首

六月二十一日

〔註〕封筒表「伊東男爵殿 親展」

封筒裏「博文」

六五 明治(33)年 10月8日

昨夕は不図長座、蒙懇待万謝不啻候。尚又小生耳順の馬齡を被為祝、貴重の花瓶御惠贈被下、御厚意感謝の至に候。口頭御礼は龍井へ申入置候間、御聴取可被下候。為其。早々敬復

十月十八日

博文

封筒裏「博文」

六六 明治(33)年11月16日

爾來御清穆敬賀仕候。其後銃獵御再遊の由、龍居より段々接細報承知仕候処、最早御帰京の頃と遙祭仕候。小生も十三日帰宅仕候処、明日又は明後日金沢に再遊のつもりに候。世外伯追々快復の趣に候処、兎角不待全治退院の希望を抱候由に付、橋本國手に寄一書安心の相着候迄は引留、若不安心にも飛出す様の場合有之節には、老兄に依り一電を發し呉候様及依頼候間、万一老兄御留守にても龍居相心得居候様御申付置可被下候。別紙は朝比奈書翰兩三日前入手入貴覽候。為其。勿々敬具

十一月十六日

農亭大兄

博文

〔註〕 封筒表「東京永田町 男爵伊東巳代治殿 親展」

六七 明治(35)年10月14日

拝啓 時下益御佳祥奉賀候。扱來二十五日還曆自寿の印迄聊小宴相催度候間、同日午後四時御光來待入候。右御按内及候也。

十月十四日

伊藤博文

伊東男爵殿
同令夫人

追て御諾否來二十日迄東京芝邸へ御一報相煩度候也。

〔註〕 封筒表「麴町区永田町 男爵伊東巳代治 同令夫人殿」

封筒裏「大磯 伊藤博文」

六七A 明治(25)年(11)月26日

三浦は愈辭退の趣に付、普通事務局課長千家に被仰付候外有之間布歟。此際時機を失候時は將來難予期に付、千家と取極ては如何。唯今文部大臣來話、今一応老兄へ聞合呉候様との事也。貴考如何御一報可被下候。頓首

二十六日

農亭大兄

博文

〔註〕 封筒表「伊東書記官長殿 博文 至急親展」

六八 明治(36)年5月14日

詳細の御報道鳴謝の至に候。政友会員等より未接情報候得ども、如貴論方嚮帰一候へば國務進行には差支有之間布候。昨夜小生出立前電話の報知には妙な修正案に一決したるが如き有様に申來候得ども頗曖昧明亮を欠き候故兎も角も決定には相違有之間布と存候て、午後十時十分新橋發にて帰程に上り候後、未だ何等の報にも接せず候得ども多分為差事は有之間布と相心得居候処、詳細なる得接貴報大に安心仕候。此上双方間違を不生様御注意相願度候。為其。早々拝復

五月十四日午後七時

博文

農亭大兄

尚々小子も明後朝迄には出京の心得に候間御含可被下候。

〔註〕 封筒表「伊東男爵殿 密親展」

封筒裏「大磯 博文」

六九 明治(36)年5月15日(電報)

イトウヨリノテガミラクシユ。アサ九ジノキシヤニテユク。ソレマデハナニゴトモヲマチアレ。イトウニモツウチヲコウ。

宛先 ナガタチヨウ カツラソウリダイジン

発信 イトウ

七〇 明治(36)年8月6日

炎威如燬日中は微風不動木葉如眠海辺候。大磯既に如此大都方丈紅塵の中熱焰の熾想像に余ある事に候。老兄は然も之を犯して御勉強製度局前途取調に關する綱目を列挙して態々齋来万謝曷勝。勿々一読過仕候得共未到呈貴答。何れ近日出京得面晤の時機可有之。夫迄遂推敲可申候。不取敢拝答而已。早々頓首

八月六日

伊東副總裁殿

博文

〔註〕 封筒表「伊東副總裁殿 博文 復啓密」

七一 明治(36)年8月26日

復啓 經費其他に關する書類七通捺印の上及返却候間御落手可被下候。調査着手方針第三編留置熟読可仕候。海辺は涼風吹不斷夜間は尤覺爽快候。御閑隙の節御来遊奈何、時威一掃炎塵亦妙ならんと存候。北方の消息今朝到来候処、真逆に拒絶も不出来と相見、幾分歎インテルテーンの意味合相見候。乍去急遽には相運申間布哉に被察候。別紙シイボルトの書翰入貴覽候。帰京の節御返却可被下候。為其。早々頓首

八月念六

農亭大兄

函丈

博文

有賀奥田両人の事は勿論異存無之、老兄より両士へ御直談の上就任御取計可被下候。以上

〔註〕 封筒表「伊東帝室制度調査局副總裁殿 親展」

封筒裏「金沢 博文」

〔別紙〕

Private Thalheim bei

Heilbronn a/n

Württemberg

July 18, 1903

Dear Marquis

I have seen in the papers the solution you have succeeded in bringing about in the internal conflict and I am happy to learn that your Excellency is now closer contact with the government and in office again.

The internal crisis happening at the same time with certain foreign complications must have been very inconvenient. But your assuming office again is considered generally as a guarantee of peace. I have a few days ago received a letter from General Fritdmarchall Waldensee, who writes in this sense, "He was almost certain that a war between Russia and Japan was in the point of breaking out, but that your return to office gave him the assurance that the chance of Peace had considerably gained the upper hand. I hope that it might be so, for I agree with Wilhelm IV of Prussia, who, when his Ministers advised him to make war in Russia replied: "With Russia never!"—for that war would not be over in a hundred years"—In the meantime the affairs in Europe are getting rather complicated. There is a continual shifting of cards and the old partners of the game are evidently preparing to change their position at the political whist-table. Though your Excellency must be on these questions better informed than myself I take the liberty to point out some of my appreciation and conclusions:

1. The approach and understanding between Russia and Austria on the Balkan question is holding good—in consequence one of the principal motives for the triple alliance as far as Austria is concerned is losing force.
 2. The force of dissolution by the development of the national spirit of Magyars and Slavs in Austria-Hungary is gaining ground.
 3. The public feeling in Italy is increasing in animosity against Austria, producing in the end an unfavorable influence on the alliance.
 4. The approach of England and France is a "fait accompli"—If carefully nursed by both sides, it may be productive of great consequences.
 5. The trouble in the Balkan regions are not over for the following reasons.
 - a) Turkey has introduced no reforms and is unable to introduce any reforms which would satisfy their Christian subjects or take away the pretext of the neighbouring Balkan states to continue intriguing.
 - b) Momentary the outbreak of hostilities between Bulgaria and Turkey has been prevented by Russia.
- Turkey, although fully in the right send to make concession to Bulgaria, neither side is satisfied: Turkish armour propose is offended and their military party want war to settle the difficulty by one energetic blow. In Bulgaria a revolution

with the overthrow of Prince Ferdinand may happen anyday.

This would bring the party to power which aspire the annexation Macedonia and oblige Russia (to whose sphere of interest Bulgaria has been conceded by Austria in the arrangement of 1897) to march her troops into Bulgaria, either to prevent a war with Turkey or to take part in it against Turkey.—according to circumstances.

c) In the meantime Turkey cannot afford to keep 200,000 men on a war footing in Macedonia. The moment they withdraw the Bulgarian committees will begin their work again and thus the troubles in European Turkey are not by any means over.

Needless to say that the greater the trouble are on the Balkan the more Russia will be obliged to promote peace in the Far East.

Hoping that your Excellency is in good health I remain with kind regards and profound respects.

Yours Sincerely

Baron A. von Siebold

七二 明治(39)年6月18日

御手簡敬読。書中縷々御陳述の件には、御示の指名者に面会、大略相伝置可申候間御安心可被下候。尚亦渡韓に付御臚与の貴品落手、毎度御厚情鳴謝の至に候。不在中調査局務は凡て及御依頼置候間、万事無遺漏御措置可被下候。出立前公私繁忙不遑

細後。勿々頓首

六月十八日

博文

伊東男爵殿

〔註〕封筒表「伊東男爵殿 親展」

封筒裏「博文」

七三 明治(40)年1月24日

貴翰の趣は過刻徳大寺侍従長より御諮詢の次第、書翰を以詳細被相示候に付、如思食一旦内閣へ御下附被為在閣議上奏の上、枢密院の審議に被為附可然段覆奏置候間、今夕は九重に相達候事と存候。御安心可被下候。不取敢一筆拝答。勿々頓首

一月念四

博文

長亭大兄

〔註〕封筒表「伊東枢密顧問官殿 拝復親展」

封筒裏「明治四十年一月二十四日 侯爵伊藤博文」

七四 明治(40)年2月8日

昨日森大来へ及伝言置候処、早速以貴書詳細御示被下鳴謝仕候。閉局及賞誉等の事に付ては、宮相より相談有之。逐一致同意置候に付異存等更に無之候処、残務取扱の為に居残り候人員と此際罷免可相成人名等の儀委属不承候に付、名を閉局に藉り

総人数依然残務と申事に相成候ては外観頗不体裁と心付候故、無疎略事とは存候へ共、右居留の人名を確め度と存候迄に有之候。御書面は人員も判然、大に安心仕候。此上無顧慮夫々奉行相成候様宮相御談合可然存候。唯残務の為被相残候人員何れも辨にたる人物、過多には有之間布歟。右等は実務の都合を謀り御決定相成候事に可有之に付、強て減少を望む訳には無之候得共、九名御記載有之候得共十一名と相成居候に付、為御注意乍余計の心配申添、取捨は貴案に一任仕候。早々頓首

二月八日

博文

晨亭大兄

〔註〕 封筒表「伊東男爵殿 親展」
封筒裏「博文」

七五 明治 年1月1日

朝比奈復書為御持落手。同人の平素に對し少々の助力は当然の事に付聊所吝に無之候得共、任貴意機密金より支出の儀承諾、即別紙捺印及返却候。早々敬復

一月一日

博文

晨亭詞契

函丈

〔註〕 封筒表「永田町官舎 伊東翰長殿 親展」

封筒裏「博文」

七六 明治 年1月4日

昨日の書面翻訳は到底今朝迄には相済候事とは不存候得共、大意丈に而も内閣一同へ為吞込置度候故、若都合出来候事なれば十時半頃迄に携帶御出閣可被下候。縦然半途の儘に而も不苦候。為其。勿々頓首

一月四日

博文

晨亭大老爺

〔註〕 封筒表「伊東巳代治殿 博文 至急」

七七 明治(17)年1月5日

乍御手数數英代理公使へ可遣英文回答案を塩田へ一応為御見可被下候。小生は本日橋場川崎八右衛門の別荘へ松方其外同伴罷越候筈、今晚明朝の内には帰宿可致。其内要急の官事出来候へば同所へ御示給候へば大幸不過之。尤大概の事は態々御苦勞を掛けざる様致度。勿々不尽

一月五日

博文

巳代治殿

〔註〕 封筒表「伊東秘書官殿 博文 内啓」

〔附〕 (日付不明)

各国公使よりの示談に依り、官吏の各国公使館と大臣参議以下総て我新年賀正の音問は相止め候筈に申合せ置候に付、明年一月一日には何れも各公使館へ御尋問に不及候間、此旨御承知可有之。

七八 明治 年1月5日

朝鮮の船便明日有是趣に付、批准論明夕刻迄に翻訳脱稿相成候へば頗好都合と存候処如何。現情御示可給候。勿々頓首

一月五日

七九 明治(20)年1月7日

昨夕横浜より井上図書同車帰京候に付、李へ可差送書東謹訳相托置申候故、御談合被下度候。小子本日は参勤不仕、高輪に罷在候筈に付、午後三時頃より金子、曾根、斉藤桃太郎等御同伴尊来相願度候。井上も出勤、午後差支無之候へば、御誘引被下度候。小酌相催可申候。他は讓面晤。勿々不尽

一月七日

巳代治兄

博文

〔註〕 封筒表「伊東秘書官殿 博文 至急」

八〇 明治(19)年1月16日

外務卿へ晩食は承諾御申遣置可被下候。ロイセレル帰朝に付而

は、都而如貴見御取計可有之候。会社条例委員転居の事も、内閣部内府室の都合次第御取極可有之候也。

一月十六日

巳代治殿

博文

〔註〕 封筒表「伊東秘書官殿 博文 至急」

八一 明治 年1月23日

留守中東京府書記官来訪の由、賢兄は御行違の事と存候。明日の事何とか御工夫相成候哉否、一寸相窺度。為其。勿々不宣

一月念三日

巳代治殿

博文

〔註〕 封筒表「伊東巳代治殿 親展」

封筒裏「博文」

八二 明治(21)年5月23日

今日十一時四十分の気車にて可致帰田候。多分四、五日内には不得不出京事と相成可申歟と存候。現在の戒厳令は頗簡単なる法律歟と記憶仕居候処、逐条記憶不仕候故、万一の事変有之候節の為に取調置度候間、細密に御講窮相成置度候。茲に一の疑問を抱き候儀は、平素無事の日に当り軍人に適用する陸軍刑法を戒厳令施行の日に当り常人に適用するや否の点に有之候。之

を適用するとせば現法果して其効を有するや否。若し半戒嚴令を施行するとせば如何。英國のマルシヤル法、独逸仏国の戒嚴令のみならず戦時戒嚴内乱戒嚴、或は警戒の時機等に戒嚴を實施せられたる実地情況等内々御取調置相成度候。是等は甚不祥の事に候得共、平素講窮不致置ては、突然事變に際候時は国家を維持するの方策に窮し可申候。為其。早々頓首

五月二十三日

博文

晨亭兄

〔註〕封筒表「伊東巳代治殿 伊藤博文 親展密」

八三 明治 年2月1日

肅復 微恙御慰問万謝の至、日々覺輕快候得共病後の疲勞の爲于今半起半臥の間に消光仕候仕合に候。毎度獵獲物御患投恐縮の至に候。明後日は伏見宮晩餐の徴に應じ居候故、力病是非出京の心得に有之候故、其節可得拜晤。拝答。勿々頓首

二月朔

博文

晨亭大兄

〔註〕封筒表「伊東男爵殿 親展復」

封筒裏「明治三十〇年 月 日 侯爵伊藤博文」

八四 明治(32)年2月4日

貴翰薫読。英公使及マツコーレー両氏への書東御発送被下候趣鳴謝不啻候。其後御病人追々御快復、敬賀の至。小生風氣于今不得全癒。日々穩臥極不愉快居申候。尤中旬頃には一応出京可仕心得候。夫迄には老母病氣も大概見据相着可申と存候。先は拝答而已。早々頓首

二月四日

博文

晨亭大兄

〔註〕封筒表「伊東男爵殿 拜復親展」

封筒裏「伊藤博文」

八五 明治(26)年2月5日

井上伯よりの報知書類一覽の上及返上候。安部井の事不相纏との事時機相後れ候事に可有之と察候哉。早々頓首

二月五日

博文

晨亭大兄

〔註〕封筒表「伊東書記官長殿 親展」

封筒裏「博文」

八六 明治 年 月 日

懇書の趣は出立の際留守中は老母滞京の筈に申居候処、其後帰阪に相決候事と被察候故、一時立替の事御申遣置可被下候。

早々不尽

博文

晨亭大兄

〔註〕 封筒表「晨亭大兄 博文 密」

八七 明治(23)年2月14日

別紙御一読の上、写一通を御認置被下候て、本書は山県大臣へ封書にて御送り置可被下候。写は必御留置可被下候事。草々頓首

二月十四日

博文

巳代治賢兄

八八 明治(24)年2月14日

昨日は寒氣中態々遠方へ御来照。其節逐次及開申置候愚見山県へ御伝被下鳴謝の至に候。国是論今更演説有之候は時機已に去、不都合至極に被察候処、是又不可奈何事と存候。将来の事は今日の模様御通報被下候上、万事御相談可申候。不取敢拝答。早々再拜

二月十四日

博文

晨亭詞契

座右

〔註〕 封筒表「伊東巳代治殿 博文 親展」

八九 明治 年2月15日

報知新聞紙上掲載の事に付、煩高慮恐縮の至に候処、来客雑談中、至尊御励精の事等相話候を、軋々漏聞の結果、如斯相掲候ものと存候。報知記者に面示せしものには無之、且聖徳を奉称したる事に付、別に取消の手段を執るには及間布と存候。畢竟するに陛下の御注意精細なるを主眼として記者も悪意を交へたるものには有之間布様、被見受候処、高見如何。預御教誨に度。早々頓首

二月十五日

博文

晨亭大兄

〔註〕 封筒表「伊東副総裁殿 敬復」

封筒裏「博文」

九〇 明治(38)年2月15日

財産令当局者御会同御研窮著々進行の趣、御勉勵万謝不啻候。兩三日の御閑隙御遊獵の由、時節柄御健康の為にも可然と存候。尚亦每度捕獲物御分惠感謝仕候。小子も病後兎角余症を惹起、未得全癒候故、暫時帰廬平臥養撰可仕。尤昨日頃晚餐の兼約有之、出京可仕。不取敢拝答。勿々頓首

二月十五日

博文

晨亭大兄

〔註〕 封筒表「男爵伊東副總裁 復啓親展」

封筒裏「大磯 伊藤博文」

九一 明治 年2月23日

帰路枢密院事務処へ立寄候間夕刻同事務処へ来会相成候様御通知可被下候。為其。早々頓首

二月二十三日

博文

巳代治賢台

〔註〕 封筒表「伊東巳代治殿 博文 拜復」

九二 明治 年2月26日

今日霞ヶ関官舎へ立寄候様申置候へ共、宮中に用事有之候故、午後三時頃迄には上野へ参候つもりに候故、御差操出来候へば、直に同処御出向可被下候。為其。草々頓首

二月念六

博文

巳代治賢台

〔註〕 封筒表「伊東秘書官殿 博文 至急」

九三 明治(32)年2月28日

今朝横山へ托一書置候故御落手被下候事と存候。日本銀行一件は此際使政府充分保持秩序候事御同感に候。横浜にて承候処、三菱杯にては利息引下げに不同意を唱居候哉に承及候故、或は多少潜勢力は無之乎。畢竟推測に候へども御注意に申進置候。

且方に御注意を要候事は余り鋒鋷を鋭くして辞職者勢援あるが如く鳴らさずして局部を縮少せざれば却て今後の勢焰を熾ならしむるの虞可有之。無疎略事には候得ども為念申添候。別封は乍御手数唐木へ早速御届可被下候。為其。勿々頓首

二月念八日

博文

晨亭大兄

〔註〕 封筒表「東京永田町 伊東男爵殿 至急親展」

封筒裏「大磯 侯爵伊藤博文」

九四 明治 年3月6日

只今帰京相成候段御苦勞の至に候。世外明日帰京掛伊皿子へ立寄候事に候得ば明朝帰宅相待可申候。明朝十時前後枢密院事務所へ立寄御面会可申候間御待合可被下候。今晚は一雨申にて西園寺へ一泊可仕候。書外は面晤に譲可申候。早々拝具

三月六日夜

博文

晨亭大兄

〔註〕 封筒表「伊東巳代治殿 博文 密啓親展」

九五 明治 年3月7日

昨夜は推参不図御馳走頂戴鳴謝の至。乍失敬細君へ宣布御札禮申入可被下候。来十二日仏公使の案内を受居候処、荊妻唯今の都合に而は未だ全快と申訳に至兼候故難致臨席、予め病故を以相断置度。尤小生は罷越申可此段御含候。早々一封御遣置可被下候。勿々不尽

三月七日

巳代治殿

博文

九六 明治(21)年3月12日

過日來の足痛を以相惱居候故、本日は参朝不仕、井上其外へ御通知是祈。其内緊務有之候へば何時も御知らせ可被下候。勿々頓首

三月十二日

巳代治兄

博文

〔註〕 封筒表「伊東秘書官殿 博文 至急」

九七 明治 年3月14日

貴翰拝読。本願寺よりの贈帖一冊御転送被下正に落手、序に先方へ宣布御申伝可被下候。加兵衛へは中山より小子帰磯迄致滞、在居候様に申送被下度候。尤病氣なれば、医師に致相談候様御申付可被下候。今朝得拝顔度儀は、龍動へ借債一件に付書翰を

依頼せられ、随分デレケートの問題に付、至急御相談申度、明日の郵船に間に合候様との事に付、差急ぎ居候訳に候間可成早

く光臨を仰度候。早々拝復

三月十四日

晨亭大兄

博文

〔註〕 封筒表「伊東男爵殿 親展」

封筒裏「博文」

九八 明治 年3月19日

今朝御閑隙有之候得ば、暫時得拝晤度、旅館迄蒙光臨候へば、万幸の至に存候。草々頓首

三月十九日

晨亭大兄

博文

〔註〕 封筒表「伊東巳代治殿 博文 至急親展」

九九 明治(17)年3月21日

青木公使への教令中警察の歴史は冗長に属し無用の事に相見候而耳ならず、いかにも迂遠極りたる情況相示候に付、削除する方可然、原文を御改正可有之候。我外交官吏へ如斯由来を書き示さざれば内政の如何を知らざる者とするは、体面上其当を不得候。取調局の規則書は本日携帯参朝、遂高議可申候。比斯馬

克書柬は原文封入一寸御返却可有之候也。

三月念一

巳代治殿

博文

〔註〕 封筒表「伊東巳代治殿 博文 至急乞回答」

一〇〇 明治 年 3 月 23 日

先刻の演説書午後四時迄に入用に付、井上へ御談示浄写御取計可被下候。為其。勿々頓首

三月二十三日

博文

巳代治殿